

季節性インフルエンザ、「感染症診断結果の報告」の運用について

知多市学校教育課

季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）に感染した場合、令和元年度までは「感染症診断結果の報告」をお渡しし、医療機関で証明を受けた後、学校へ提出いただいておりますが、医療機関の負担軽減、児童生徒の感染機会の軽減を図るため、**令和2年度からの扱いを本年度も継続し、「感染症診断結果の報告」の運用（提出）を停止いたします。**

つきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の解熱後の登校は、下記の出席停止期間表をもとに**保護者の方がご判断**いただき、登校を再開させていただきますよう、お願いいたします。

記

【参考】感染症罹患時の出席停止（学校を休む）期間について

- 1 インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法に基づき、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」の期間が出席停止となります。

※発症した日、解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校 可能		
2日目に 解熱した場合	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校 可能		
3日目に 解熱した場合	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
4日目に 解熱した場合	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
5日目に 解熱した場合	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

※上記の期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療機関で受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登校いただきますようお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、学校保健安全法に基づき、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間が出席停止となります。

※発症した日、症状が軽快した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

※「症状が軽快した」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
1日目に 解熱した場合	発熱	解熱・ 軽快	軽快後 1日目				登校 可能	
2日目に 解熱した場合	発熱		解熱・ 軽快	軽快後 1日目			登校 可能	
3日目に 解熱した場合	発熱			解熱・ 軽快	軽快後 1日目		登校 可能	
4日目に 解熱した場合	発熱				解熱・ 軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
5日目に 解熱した場合	発熱					解熱・ 軽快	軽快後 1日目	登校 可能

※上記の期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療機関で受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登校いただきますようお願いいたします。
また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。